

第1回 学校運営協議会レジュメ

1. 日 時 令和7年 6月 18日(水) 午後3時30分より
2. 場 所 島本町立第二中学校 3階 図書室
3. 次 第

(1) 開 会

(2) 会長及び副会長の選出について

(3) 学校経営方針について

(4) 学校運営協議会の年間活動計画について

(5) その他

(6) 閉 会

今後の予定

11月 21日(金) 午後3時30分 ～

2月 6日(金) 午後3時30分 ～

場所：島本町立第二中学校 3階 (図書室)

令和 7 年 4 月 1 日

令和 7 年度 島本町立第二中学校 学校経営方針

島本町立第二中学校
校長 小林 智

はじめに

「教育は人なり」

これからの学校は、一人ひとりの生徒が自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の作り手となることができるようにすることが求められている。

生徒が生涯を通して、自らの人生をより良いものにするために、自ら学ぶことの意義を実感できる環境を整え、一人ひとりの資質・能力を伸ばせるようにしていくことは、教職員をはじめ、保護者や地域の人々を含め、様々な立場から生徒や学校に関わる全ての大人にとって期待される役割である。幼児期、小学校の学びの上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学びとのつながりを見通しながら、生徒の学びの在り方を考えなければならない。

教職員も安心、安全な職場環境を築き、自分の良さや可能性を認識し、他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、教育課題に取り組んでいくことが求められている。教職員一人一人が自身の持ち味を生かし、日々の教育活動に誠実に取り組んでいこう。

Ⅰ 学校教育目標

- ・基礎学力の充実を図り、自分の考えをもつ生徒の育成
- ・自他を大切にし、思いやりの心をもつ生徒の育成
- ・心身ともにたくましく、しなやかな生徒の育成
- ・地域とのつながりを大切にし、多様な視点をもつ生徒の育成

2 めざす生徒像

「自他を大切にし、自立的にものごとを考え、行動できる生徒」

3 めざす学校像

- ・信頼される学校
- ・安心・安全な学校
- ・保護者、地域と連携する学校

4 重点目標

- ・総合学習を軸として、カリキュラムマネジメントを行ない、探究的な学びを実践する。
- ・すべての生徒、教職員にとって安心・安全な学校をめざす

5 めざす生徒像の実現に向けて、学校教育目標を具現化する取組を推進

(1) 確かな学力の育成

基礎・基本的な知識・技能の習得だけではなく、様々な状況の中で自ら考え、判断し、表現できる活用力、さらに生涯学び続ける力に通じる、新たな課題を追究できる探究力を身につける。また、学びをつなげ、深め、活かす授業づくり及び探求的な学びの研究（カリキュラムマネジメント）を推進する。

① 授業づくり

- ・基礎・基本の定着を図るとともに、自ら考える力を育成する。
- ・教材、課題、発問等の工夫を図り、生徒が学びに向かう姿勢（力）を醸成する。
- ・教育計画、指導計画にしたがい、意図的・計画的な指導および評価を行う。
- ・目標や授業の流れの提示、「逆向き設計」に基づいた単元設計に沿った評価（日常の授業評価）から授業改善を図り、学びの質を高める。
- ・授業研究会では、研究の視点を明確にしながら授業を深める。
- ・情報活用能力の育成をめざし、ICTを活用し、戦略的に取組を進める。
- ・効果的な少人数習熟度別授業の追究を推進する。

② 読書指導

- ・図書館の活用や学校図書館職員およびボランティアと連携し、読書習慣の定着をめ

ざす。

- ・朝読、読書週間を活用し、読書活動を充実させる。
- ・図書館と連携した授業の取組を図る。

(2) 豊かな心の育成

全人的な人格形成を基盤に、一人ひとりが自尊感情を育み、お互いを認め合い、高め合う集団をめざし、道徳教育や行事だけではなく学校教育活動全体で育てていく。

① 道徳教育

- ・全体計画に基づき、教育活動全体を通じて、道徳的实践力を養うよう指導する。
- ・特別の教科道徳では、教育活動全体と密接な関連を図りながら、授業の工夫改善を行い、道徳的实践力を育成する。また、妥当性のある道徳の評価研究、ローテーション授業を推進する。

② 人権教育

- ・すべての生徒の自尊感情を育む取組を通して、自己開示と自己実現を促進する人権教育の展開を図る。
- ・体罰、いじめ、差別や偏見のない人権が尊重された教育を推進する。

③ 集団づくり

- ・それぞれの意見や気持ちが全体で出し合え、共有できる集団づくりを進める。
- ・個性や違いを認め合う集団をめざし、多様性の理解と安心・安全な場づくりを進める。

(3) 健やかな体の育成

健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現をめざし、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な力を育む。

① 健康・保健教育

- ・全国体力・運動能力調査を通して、体力の実態把握を行い、課題を明確にし、体力・運動能力の改善に向けて取組む。
- ・保健指導等を通じて、健康で安全な生活を実現する自己管理能力を育成する。
- ・基本的な生活習慣の定着への啓発を図るとともに、病気・けが予防の取組を促進する。

② 食育

- ・食育指導等を通じて、日常の食事の大切さに気付くとともに、望ましい食習慣を形成する。
- ・栄養教諭（二中）と連携を図りながら教科・領域の中に食教育の視点を入れる。
- ・食教育の取組を全体カリキュラムの中に位置付け、教科横断的な探究学習を模索する。

6 めざす学校像の実現に向けて

学校は保護者や地域の理解、支援の中で成り立つコミュニティであり、生徒とともに育てるという意識を忘れず、PTAや地域の人々への相互連携を推進していく。また、一人ひとりが学校の顔となることを忘れず、取組や対応の際にはそのことを常に心がけておく。

(1) 信頼される学校

① 学校として（組織として）

教職員一人一人が学校組織を構成しているという自覚を持ち、学校で起こっている教育課題については、全教職員の課題である。課題を共有し、課題解決を図る安心・安全な教員集団であること。

- ・報告、連絡、相談を徹底し全教職員が指導方針に基づいた共通認識で対応する。
- ・学級の課題は、学年等のチームで対応する。
- ・教職員が互いの個性を尊重し、円滑な関係づくりに努める。
- ・与えられた自分の役割に責任をもつことはだけでなく、自分ができることを積極的に行う。
- ・全教職員が自己研鑽に励み、組織に還元する。

② 教職員として（教師力）

- ・教材の創意工夫、課題設定、発問の工夫、ICTの活用等授業力の向上に努める。
- ・生徒を理解しようという気持ち、コミュニケーション、適切かつ継続的な指導・支援、生徒の自己理解の促進を図る。
- ・保護者の思いを受け取り（傾聴）、保護者と協力しながら、生徒の成長に資するよう努める

③ 支援教育の推進

- ・多様性を尊重し「ともに学び、ともに育つ」ことを大切にするインクルーシブ教育を推進する。
- ・どの生徒にとっても興味関心をもつ授業をめざす。ユニバーサルデザインに基づく環境づくり（環境の構造化）、合理的配慮に基づく授業づくりを行う。
- ・障がい理解教育を推進し、人間の多様性の尊重等の強化に努める。
- ・通級指導教室の運営を円滑に行うため、通級指導教室についての理解を深め、支援教育の充実を図る
- ・保護者、関係諸機関との連携を進める。

④ 保幼小中一貫教育

- ・「みづまるキッズプラン」を通して幼保小で培われた力を、中学校の教育活動につなぎ、生徒の学びに向かう力の育成を図る。
- ・「小中9年間の育ち」を見据え、4つの小学校との連携強化を図る。
- ・小中のカリキュラムの接続を見通した教科研究を進める（町教研）。

(2) 安全・安心な学校

- ・教職員全体の危機管理意識の向上を図るとともに危機対応能力を養う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」、マニュアル等に基づいた問題行動等の早期発見・早期対応（いじめ・不登校・虐待、問題行動、セクハラ、個人情報保護等）に取り組む。
- ・安全計画に基づいた施設・設備の点検、避難訓練を行うとともに安全学習に取り組む等、安全教育を推進する。
- ・安全教育をカリキュラム上に位置付け、実践と検証を行う。
- ・学校安全マニュアルの改訂を行う。
- ・自転車の乗車マナーや交通ルールの啓発および指導を行い、登下校の安全確保に努める。

(3) 保護者・地域と連携する学校

① 情報発信

- ・教育活動を公開し、学校HP、掲示物や通信の発行等により学校の取組や生徒の様

子を積極的に発信する。

② 保護者・地域との連携

- ・保護者からの相談・意見等は真摯に受け止め、関係づくりに努める。
- ・学校教育活動の丁寧な発信と協力の呼びかけを行うとともに、PTA行事や地域行事に積極的に参加する。
- ・ボランティアを活用し、学習会等を実施する。

7 教職員としての基本姿勢

- ・教育公務員としての自覚のもと、関係法令の遵守し、社会人としてのモラルやマナーを守る。(率先垂範 服装 整理整頓 時間厳守 電話・来校者対応 接遇マナー)
- ・心身の健康は充実した教育活動の基盤となるため、「働き方改革」を推進する。
- ・温かい言葉、温かい視線、さりげない心遣い等を心がけ、安心、安全な職場環境をめざす。
- ・人間性や社会性、常識と教養、礼儀作法など自己啓発に努める(質の高い教育基盤を)。

島本町学校運営協議会要綱

(令和 6 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定により、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校（島本町立学校教育施設設置条例（昭和 39 年島本町条例第 10 号）第 2 条に定める学校をいう。以下同じ。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の運営について、島本町学校運営協議会規則（令和 6 年島本町教育委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称)

第 2 条 協議会の名称は、その置かれた学校の名称を冠するものとする。

(設置の通知)

第 3 条 規則第 3 条第 2 項の規定による通知は、島本町学校運営協議会設置通知書（様式第 1 号）により行うものとする。

(意見の申出)

第 4 条 規則第 5 条の規定による意見の申出は、学校運営等に関する意見書（様式第 2 号）により行うものとする。

(委員の推薦)

第 5 条 規則第 8 条第 3 項の規定による推薦は、島本町学校運営協議会委員推薦書（様式第 3 号）により行うものとする。

(会議の開催)

第 6 条 規則第 13 条に規定する会議（以下「会議」という。）は、年 3 回以内開催するものとする。

(会議の傍聴)

第 7 条 会議の傍聴を希望する者は、事前に当該協議会の許可を得なければならない。
2 協議会の会長は、傍聴人が指示に従わないとき、又は会議の秩序を乱し、若しくは議事の妨害となる行為をしたと認めるときは、退場を命じることができる。

(会議録)

第 8 条 協議会は、会議を開催したときは、当該会議の開催日時、協議会の委員の出席状況、協議事項その他必要な事項について、会議録を作成し、教育委員会に提出するものとする。

(委員の辞任及び解嘱等)

第 9 条 規則第 15 条第 1 項第 1 号に規定する辞任の申出は、辞任届（様式第 4 号）により行うものとする。

2 規則第 15 条第 1 項の規定により協議会の委員を解嘱し、又は解任する場合は、解嘱（解任）通知書（様式第 5 号）により、当該委員に通知するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

島本町立第 学校
校長 様

島本町教育委員会

島本町学校運営協議会設置通知書

島本町学校運営協議会規則第3条第2項の規定に基づき、下記のとおり貴校に学校運営協議会を設置する旨、通知いたします。

記

1 設置年月日

年 月 日

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立第 学校
校 長

島本町学校運営協議会委員推薦書

本校に設置する学校運営協議会委員について、下表に掲げる者を推薦します。

	氏名 ^{しめい}	属性	委員歴	任期	推薦理由
1			年	年 月 日から 年 月 日まで	
2			年	年 月 日から 年 月 日まで	
3			年	年 月 日から 年 月 日まで	
4			年	年 月 日から 年 月 日まで	
5			年	年 月 日から 年 月 日まで	
6			年	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

島本町教育委員会 様

島本町立第 学校学校運営協議会
委員

辞 任 届

私は、島本町立第 学校学校運営協議会委員を辞任したいので、下記のとおり届け出ます。

記

1 辞任年月日

年 月 日

2 辞任理由

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

様

島本町教育委員会

解嘱（解任）通知書

島本町学校運営協議会規則第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり島本町立
第 学校学校運営協議会委員を解嘱（解任）する旨、通知します。

記

1 解嘱（解任）年月日

年 月 日

2 解嘱（解任）理由

島本町教育委員会規則第 1 号

島本町学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 第 1 項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第 2 条 協議会は、学校運営及び学校運営への必要な支援に関して協議する機関として、島本町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援及び協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第 3 条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する島本町立小学校及び中学校ごとに協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する対象の学校（以下「対象学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知

するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、当該対象学校の協議会の承認を得なければならない。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 学校経営計画に関すること。
- (3) 組織編成に関すること。
- (4) 学校予算の編成及び執行に関すること。
- (5) その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により協議会の承認を得た基本的な方針に従い、学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、第2条の目的を踏まえ、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の個人に関する事項を除く。）のうち、基本的な方針の実現に資する事項及び教育上の課題を踏まえた一般的な事項について、教育委員会に対して意見を述べるることができる。ただし、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を經由して、

大阪府教育委員会に対して意見を述べるものとする。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会又は大阪府教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

- 2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

- (1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者等の理解を深めること。

- (2) 対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(組織等)

第8条 協議会は、委員5人以内で組織する。

- 2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民

- (2) 対象学校に在籍する児童生徒の保護者
 - (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
 - (4) 対象学校の教職員
 - (5) 学識経験者
 - (6) その他教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の委嘱又は任命に当たっては、対象学校の校長が教育委員会に対し、当該委員の推薦を行う。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に規定するもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第2項の規定による委嘱又は任命の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(報酬及び費用弁償)

第 1 1 条 委員の報酬及び費用弁償は、特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 5 年島本町条例第 2 7 号）
に定めるところによる。

（会長及び副会長）

第 1 2 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によ
ってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠
けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 1 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が開催
日前に議案を示して招集し、会長がその議長となる。ただし、
毎年度最初の会議の招集及び会長が選出されるまでの間の会議
の主宰は、教育長が指名する者が行う。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができな
い。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の
ときは、議長の決するところによる。

（協議会の適正な運営を確保するために必要な措置）

第 1 4 条 教育委員会は、協議会の運営状況について必要に応じ
て指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くこ
とによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそ
れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保す

るための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう、必要な情報提供に努めなければならない。

(委員の解嘱等)

第15条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められる場合

- 2 教育委員会は、委員を解嘱し、又は解任する場合はその理由を示さなければならない。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、対象学校において処理する。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

島二だより

4月号

令和7年4月8日(火)発行

島本町立第二中学校

校長 小林 智



<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/kosodate/16165.html>

Tel(075)962-1177

「目標に向かって進む」

保護者の皆様におかれましては、お子さまの入学や進級、誠におめでとうございます。今年度は次の目標を定めました。その達成に向けて指導・支援を行い、お子さまの成長を支持してまいります。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【学校教育目標】

- ・基礎学力の充実を図り、自分の考えをもつ生徒の育成
- ・自他を大切にし、思いやりの心をもつ生徒の育成
- ・心身ともにたくましく、しなやかな生徒の育成
- ・地域とのつながりを大切にし、多様な視点をもつ生徒の育成

【めざす生徒像】

「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる生徒」

【めざす学校像】

- ・信頼される学校
- ・安全、安心な学校
- ・保護者、地域と連携する学校

【重点目標】

- ・生徒が自ら課題を発見し、他者と協働しながら課題解決を図る力を育成する。
- ・探究的な学びを効果的に実施するために、カリキュラムマネジメントを行う。



島本二中公認
キャラクター
しまにー

生徒の皆さんへ

新しい環境で期待と不安が入り混じっていることでしょう。不安な気持ちは「自分と向き合い、真剣に物事に取り組もうとしていること」から生まれてくるものだと思います。自信をもって日々の学校生活を送りましょう。学校教育目標を参考にし、今年度の自分自身の目標も立て、自分の可能性を最大限伸ばす努力をしてください。「自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる生徒」になるために具体的に「いつまでに・何を・どのように」するのかを書き出してみることをお勧めします。

学校での教育活動を通じて皆さんが成長できるよう先生たちは支えています。

また、周りの人や物(地域・家庭・学校)を大切にし、思いやりのある行動をとることを期待しています。

4・5月の予定 (※急遽変更となる場合もございます。)

4月 行事予定				5月 行事予定				
		学校行事	時間割	給食		学校行事	時間割	給食
1	火	クラブ停止 春季休業日			1	木 (朝)前期生徒総会	45分×5限	○
2	水	クラブ停止			2	金 心臓検査(13:30～)		○
3	木	クラブ開始(13:00)			3	土 憲法記念日		
4	金				4	日 みどりの日		
5	土				5	月 こどもの日		
6	日				6	火 振替休日		
7	月	入学式準備 クラス発表 (2年8:30 3年9:00 再登校13:00)		×	7	水	45分×6限	○
8	火	入学式+始業式+特活(再登校13:00)		×	8	木 テスト前学習会 尿検査二次(1日目)	50分×6限 特別時間割	○
9	水	離任式 特活×3限 (給食開始) (放)1年自転車点検	50分×4限	○	9	金 テスト前学習会 尿検査二次(2日目)		○
10	木	特活×3限+発育測定 (放)2年自転車点検	50分×4限	○	10	土 島本町PTA連絡協議会		
11	金	授業×5限 1年6限特活 (生徒会オリエンテーション) (放)3年自転車点検	50分×5限 特別時間割	○	11	日		
12	土				12	月 テスト前学習会 心臓検査予備日(9:00～二小)		○
13	日				13	火 テスト前学習会		○
14	月	I 期時間割スタート 仮入部開始		○	14	水 テスト前学習会 歯科検診(2年 9:00～)	木①②③④ ⑤水⑥	○
15	火	朝読開始 内科検診(3年 13:30～)		○	15	木 中間テスト		×
16	水	3年⑤⑥全国学力状況調査(CBT理科・質問紙) 内科検診(1年 13:30～)	特別時間割	○	16	金 中間テスト		×
17	木	全国学力状況調査(3年国・数)	50分×5限 特別時間割	○	17	土		
18	金	⑥前期生徒役員選挙		○	18	日		
19	土				19	月 1年オンライン英会話		○
20	日				20	火		○
21	月	(放)クラブ編成	45分×6限	○	21	水 2年オンライン英会話 脊柱側弯症検診一次(13:30～)		○
22	火	尿検査一次(1日目) 内科検診(2年 13:30～)		○	22	木 3年オンライン英会話		○
23	水	尿検査一次(2日目)		○	23	金		○
24	木	(放)前期生徒委員会		○	24	土		
25	金	耳鼻科検診(13:30～)		○	25	日		
26	土	土曜参観(4限まで 給食なし)	50分×4限 特別時間割	×	26	月 眼科検診(13:30～)		○
27	日				27	火 (放)前期代表者会議		○
28	月	代休			28	水 Jアラート(11:00)		○
29	火	昭和の日			29	木 (放)前期生徒委員会 歯科検診(1年 9:00～)		○
30	水	口座振替		○	30	金 眼科検診(13:30～)		○
					31	土		

令和7年度 島本二中の目標

目指す生徒像

「 自他を大切にし、自律的にものごとを考え、行動できる生徒 」

各学年の目標

1年生

「 百花繚乱 ～互いを尊重し、高め合える49期生～ 」

2年生

「 自分もまわりも大切に、みんなで楽しめる48期生 」

3年生

「 青春謳歌 ～認め合い成長し、自らの進路を切り拓く～ 」

今年度、島本二中は様々な取組を進めて参ります。生徒の学習面については、基礎・基本となる知識の習得をもとに自分で課題をみつけ、探究的な学びを進めます。様々な学びを繋げる「カリキュラムマネジメント」と、島本町の「みづまるキッズ」の取組を進めていきます。自学自習する力を高め、生涯学び続ける姿勢を育てます。豊かな心の育成のため、道徳・人権教育の充実を進めます。学校行事や日常の学級活動の中で、互いの違いを認め合える集団づくりを目指します。

生徒会活動では、生徒の主体的な活動を通じてより良い学校生活になるよう、昨年度からの「島二レボリューション」を継続し、生徒の安全・安心な学校づくりを進めます。

どうぞ、今年度も島本二中の教育活動にご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

校内教育支援ルーム「たけのこルーム」について

今年度も校内教育支援ルール「たけのこルーム」を開室します。「たけのこルーム」は月曜日から金曜日まで毎日開室しています。この部屋では、様々な理由で教室に入りにくい、学校に登校しにくい生徒が個別にお話しをしたり、勉強をしたりしています。心と体を整えて、教室への復帰や社会的な自律を目指して、生徒一人ひとりの目標に寄り添い活動しています。5月より、火曜日と木曜日は校内教育支援員の平尾 和可子さん、水曜日は同じく杉本 史子さんが来られます。これまでの活動を通して、生徒にとって「たけのこルーム」が学校での大切な「居場所」の一つになりました。今年度も「たけのこルーム」での取組を引き続き行ってまいります。

口座振替のお知らせ

4月 ◆振替日 4月30日(水)

・教材費 なし

・給食費 (3月分・目安)

2年生 3,900円

3年生 3,900円

お知らせ

・来月より「島二だより」はメールサービス「テトル」で電子配信いたします。

・給食献立表は昨年度までの紙での配布はなくなります。教育委員会のホームページでの公開となります。ただし、アレルギー対応の生徒については事前に紙を配布してのアレルギーチェックはこれまでと同様に行います。

◎教職員の異動報告(順不同)

<p>【転出の教職員】</p> <p>【退職の教職員】</p>	<p>【新転任の教職員】</p>
--	------------------

◎本年度の学校体制

校長		教頭		首席		
	1年		2年		3年	
	担任	副担任	担任	副担任	担任	副担任
1組						
2組						
3組						
4組						
支援学級担任				分教室みゆうず		
支援学級支援員				養護教諭・講師		
通級指導担当				栄養教諭		
事務職員				図書館司書		
校務員				安全管理員 4名(日替わり交代で勤務)		
学校医		学校歯科医		学校薬剤師		
SC :	(毎週火曜日)	SSW :	校内教育支援員	:(火・木曜日)・	(水曜日)	

☆児童・生徒支援コーディネーター

☆支援教育コーディネーター

☆進路担当

☆生徒指導担当

☆ハラスメント相談窓口

島二だより

5月号

令和7年5月1日(木)発行

島本町立第二中学校

校長 小林 智



<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/kosodate/16165.html>

Tel(075)962-1177

「楽しい学校生活にするために」

新緑とそよ風が清々しい季節となりました。学校周辺は山や川などの自然環境に恵まれ、多種多様な鳥のさえずりも聞こえてきます。季節が移り変わっていくのを感じます。新年度が始まってから1か月が経過し、新1年生も中学校の生活リズムにようやく慣れてきた頃だと思えます。新2年生、新3年生も新学年の準備期間が終わり、目標に向かって取り組む姿が見られます。先月26日(土)の授業参観には、多くの保護者の皆様にその様子をご覧いただきました。お忙しい中にも関わらず、誠にありがとうございました。授業の様子や生徒たちの学びに向かう姿、学校の雰囲気などを感じ取っていただけたことと存じます。教職員は生徒たちが新しい学級に馴染めるように工夫したり、主体的に学ぶための場の設定や指導方法の工夫を行ったりしております。生徒と教職員、生徒同士が良好な人間関係を構築し、自分らしく人とつながってほしいと願っております。今後も保護者の皆様や地域の皆様と連携し、生徒たちの育成に努めてまいりますのでご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、先月18日に生徒会役員選挙を行いました。全校生徒の意志のもと、いよいよ本格的に生徒会活動が動き出します。一人ひとりの生徒が安全に安心した環境の中で様々なことに取り組み、「学校生活が楽しいもの」に感じられるように教職員も一丸となり、指導・支援を行ってまいります。

【生徒の皆さんへ】

朝の正門前や校内を巡回しているとよく「おはようございます。」「こんにちは。」と自然に挨拶をしてくれます。気持ちの良い挨拶ができること、素晴らしいです。だれにでも同じように挨拶ができるとさらに人間関係が良好になります。そして、学校生活を楽しいものにするために、次の3つことを意識して生活しましょう。

1. 自分で目標を決める。⇒いつまでに 何を どのようにするかを決める
 2. 努力をする。⇒目標達成した瞬間をイメージし、まず、動いてみる。
 3. 自分の周囲の人や物、環境に感謝する。⇒その気持ちを伝える。
- ※ストレスとうまく付き合い、それを乗り越えることで成長します。

【中間考査に向けて】

学校生活をより充実させていくためには、気持ちを勉強モードに切り替えてことが重要です。

今月は1年生にとって初めての定期考査があります。小学校とは違ってテスト範囲が広く、内容も多少難しくなっていきますが、頑張って挑戦してください。

なお、本校では各テスト前にそれぞれの教室で『テスト前学習会』を実施しています。積極的な姿勢で学びに向かってほしいと思います。

入学式・始業式

4月8日(火)、令和7年度の入学式と始業式を行いました。新1年生は緊張の面持ちで登校してくる生徒が多かったように見えてましたが、入学式ではしっかり前を向いて良い姿勢で式に臨んでいました。代表生徒の言葉も、堂々と中学校に入学しての抱負を伝えてくれました。入学式に引き続き、グラウンドで始業式を行いました。全校生徒が集合しても、落ち着いた雰囲気、良い形で令和7年度のスタートを切れたと思います。

写真

個人情報保護のため、写真の掲載を控えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査

4月16日(水)、17日(木)に3年生は全国学力・学習状況調査を実施しました。16日は生徒質問紙(アンケート)と理科をCBT(タブレットを使い、オンラインで解答する)方式で行いました。普段からタブレットを使っているため、生徒は特に問題なく取り組んでいました。大阪府チャレンジテストでもオンライン形式が増えてきており、今後もその動きが進んでいくと思われます。17日は紙での国語と数学の試験となりました。3年生は今後、定期テストや実力テスト、大阪府チャレンジテストなど色々なテストが続きます。毎日の勉強の積み重ねを大切に、一つひとつのテストに前向きに取り組んでほしいと思います。

写真

クラブ活動スタート！

4月21日(月)、クラブ編成会議を各クラブで行って、今年度のクラブ活動がスタートしました。2・3年生の先輩は後輩が入部して、とても嬉しそうでした。1年生～3年生までそろって活動する姿は、にぎやかで活気がありました。今年もクラブ活動での二中生の活躍を期待しています。

写真

口座振替のお知らせ

【5月】 振替日 6月2日(月)

〈教材費〉

1年生 8,200円

2年生 7,450円

3年生 7,700円

※給食費の初回引落しは6月を予定しています。



令和7年度 前期生徒会

写真

(写真前列左より)

3年学年代表 会長

副会長

(写真後列左より)

2年学年代表 書記

1年学年代表 書記

4月18日(金)に令和7年度前期生徒会の立ち合い演説会と、選挙を行いました。即日開票され、生徒会役員が決定しました。いよいよ今年度の生徒会活動も本格的に始まりました。昨年度から行ってきた「二中レポリビューション」も2年目になり、さらに充実した取組を期待します。立ち合い演説会では、生徒会役員候補のそれぞれが自分の言葉で二中の課題と意気込みを語ってくれました。みんなが安心・安全に過ごせる学校になるよう、生徒一人ひとりが二中の生徒会の一員だという意識を持って活動しましょう。

土曜授業参観

写真

4月26日(土)、授業参観を行いました。当日は約500人以上の保護者やご家族が来校されました。たくさんの方に二中学生の頑張っている姿を観ていただけたのではないかと思います。

2・3年生の英語では少人数の分割授業を行っています。1年生の美術は中庭で学校の春の景色を描いていました。体育は昨年度から行っている男女共習の授業でした。各教科、工夫して授業をしているところも参観いただけていたら幸いです。4時間目、3年生の修学旅行説明会にも100人を超える保護者にご参加いただきました。3年生の修学旅行は6月5日(木)出発で、2泊3日を予定しています。お忙しいなか、参観いただきありがとうございます。次の授業参観は11月7日(金)学校公開を予定しています。

おめでとう！

●バドミントン部

・茨木・三島地区中学校体育連盟主催春季バドミントン大会

女子シングルス 優勝
準優勝

●陸上部

・第2回大阪陸上競技記録会(中学)

男子共通 100m 第2位

・大阪市スポーツ協会会長杯 大阪陸上競技カーニバル

男子中学生 100m 優勝

女子中学生 100m 第3位



島二だより

6月号

令和7年6月2日(月)発行

島本町立第二中学校

校長 小林 智



<https://www.town.shimamoto.lg.jp/site/kosodate/16165.html>

Tel(075)962-1177

「自己表現力」「課題探求力」「社会参画力」を高める

先月、1年生で島本町内の教職員対象の人権教育に係る公開授業を実施しました。「人権」とは人が生まれながらにして持つ生命、自由、幸福追求の権利であり、誰にでも平等に認められるべきものです。国の内外を問わず、すべての人にある基本的な権利です。「人権」を大切にすることが、学校に関わるすべての人が安全で安心して過ごすことにつながります。小中学校の先生たちに本校の取組を参観いただいたことで島本町の人権教育が広がることを願っております。今後は「福祉」についても学んでいきます。

2年生は先月、体育館で大縄跳びを通じて、学級や学年で力を合わせて楽しむ機会がありました。安全・安心な環境の中、「学校が楽しい」と思う生徒が増えてほしいと願っております。今月は島本町内にある企業や会社にご協力いただき、職業について学びを深めていきます。キャリア教育を進め、「自分たちが地域や社会をよくするために何をすべきかを考える機会」にしてほしいとも考えております。

3年生は先月から修学旅行に向けた取組を行っております。みんなが楽しむためにどのようなことに留意するか、協力する姿がみられます。しおりも分担して仕上げることができました。特に表紙は各学級の個性が溢れ、一生懸命に描いたことが伝わります。みんなのためにありがとうございます。平和について学ぶとともに、自然体験や選択体験活動などを通じて最高の思い出をつかってほしいと思います。一人ひとりが自分の役割を果たす努力をし、周りの人たちは感謝の気持ちを相手に伝え、良好な関係をつくることを期待しております。

島本町では「みづまるキッズプラン」に取り組んでおり、保幼小中それぞれの発達段階に応じ、遊びと学びをつなぎ、子どもたちが「自己表現力」「課題探求力」「社会参画力」を身につけることをめざしております。上述したように各学年の取組はそれらの3つの力を高めることにつながっております。教職員も力を合わせてこの3つの力をバランスよく育てまいりますのでご支援賜りますようよろしくお願いいたします。

【生徒の皆さんへ】

学校生活の様子を観る中で日々、みなさんの成長する姿を見つけています。いくつか紹介します。

1. 「いじめ防止授業」で真剣に学び、いじめは絶対に許さない気持ちを持ち、人に優しく公平に接していること。
2. 自分が不得意なことにも挑戦していること。まちがいを恐れず意見が言えること。
3. しんどくても笑顔で学校に来ること。
4. 夢や目標を持ち、自分を高めようとしていること。
5. 地域社会のために役に立つこと。町内の清掃活動に積極的に参加してくれて感謝します。
6. 家庭学習等に勤しむこと。
7. 給食の配膳、掃除、勉強面、委員会活動などの中で、人の役に立っていること。
8. 安全・安心な環境をつくっていること。

※今月は特にその良さを集団づくりに生かしましょう。

6・7月の予定 (※急遽変更となる場合もございます。)

6月 行事予定				7月 行事予定				
	学校行事	時間割	給食		学校行事	時間割	給食	
1	日			1	火	二者懇談	○	
2	月	(朝)前期生徒集会 口座振替	45×6	○	2	水	2年オンライン英会話	○
3	火			○	3	木	二者懇談 3年オンライン英会話	○
4	水			○	4	金	二者懇談	○
5	木	3年修学旅行	特別時間割	1・2年 ○	5	土		
6	金	3年修学旅行	特別時間割	1・2年 ○	6	日		
7	土	3年修学旅行			7	月	Ⅱ期時間割スタート 二者懇談 1年オンライン英会話	○
8	日				8	火		○
9	月	3年代休 1年オンライン英会話 ⑥1年交通安全教室	特別時間割	1・2年 ○	9	水	(朝)前期生徒集会②	45分×6限 ○
10	火			○	10	木		金① ○
11	水	テスト前学習会 2年オンライン英会話	45分×6限	○	11	金	三者懇談 ④全学年SNS教室	45分×4限 特別時間割 ○
12	木	テスト前学習会 歯科検診(3年 9:00~)	50分×6限 特別時間割	○	12	土		
13	金	テスト前学習会		○	13	日		
14	土				14	月	三者懇談	45分×4限 特別時間割 ○
15	日				15	火	三者懇談	45分×4限 特別時間割 ○
16	月	テスト前学習会	月①②③④ ⑤水⑥	○	16	水	三者懇談	45分×4限 特別時間割 ○
17	火	テスト前学習会	金①②③④ ⑤⑥	○	17	木	三者懇談	45分×4限 特別時間割 ○
18	水	期末テスト 緊急地震速報(10:00) 学校運営協議会		×	18	金	授業45分×2限 +大掃除+終業式+特活	特別時間割 ○
19	木	期末テスト		×	19	土		
20	金	期末テスト		×	20	日		
21	土				21	月	海の日	
22	日				22	火	夏季休業日	
23	月	⑥避難訓練		○	23	水		
24	火	代表者会議		○	24	木		
25	水			○	25	金		
26	木	生徒委員会 3年オンライン英会話		○	26	土		
27	金	脊柱側弯症検診二次(11:00~)		○	27	日		
28	土				28	月		
29	日				29	火		
30	月	二者懇談 口座振替 ⑥2年非行犯罪防止教室		○	30	水		
					31	木	口座振替	

生徒指導より

水難事故防止について

毎年、全国で海、湖沼、河川、ため池や用水路での事故が発生しており、特に、台風や集中豪雨で、河川が増水し、被害に遭うケースもあります。本校の前にも水無瀬川があり、校門前の場所は、水面までの高さもあって川遊び禁止場所となっています。下流には川遊び可能な場所もありますが、生徒の安全のため以下の点を守るように保護者のみなさまからもお声かけをお願いします。

- ①立ち入り禁止場所には入らない。
- ②安全な場所で水泳や川遊びをするときも、必ず保護者などの付き添いが必要です。
- ③体調が悪いときや、危険区域の指定(警告)がされている所では絶対に入らない。(本校門の前)
- ④雨天時またはその後も増水時には入らない。

熱中症対策について

熱中症予防のために、体育や部活動などの運動にかかわる時間や校外学習など校外で活動するときには WBGT を測定し、暑さ指数が28℃以上は『**厳重警戒**』で細かな休憩を取ること、31℃以上は『**危険**』とし活動を中止するなどの対応をしています。以下の点を含めて対応していきます。

- ①授業中においても、こまめに、喉が渇く前に、水分補給を呼びかけます。
※移動教室においても、持参するようにしてください。
- ②水分は、水やお茶以外にも、‘スポーツドリンク’も可とします。
※ペットボトルも可としますが、ごみは必ず持ち帰るようにしてください。
- ③制服のブレザー着用期間は設定していません。そのため、半袖の着用や本年度から導入した制服半ズボンなど体温調節の選択肢の一つとしてあります。エアコンも稼働していますので、各自の判断での着用をしてください。

口座振替のお知らせ

【5月】 振替日 6月2日(月)

教材費

- 1年生 8,200円
- 2年生 7,450円
- 3年生 7,700円

【6月】 振替日 6月30日(月)

教材費

- 1年生 8,200円
- 2年生 7,450円
- 3年生 7,700円

※PTA加入の世帯は上記にPTA会費が加算されます。



連 P 表彰を受けました

5月10日(土)の島本町 PTA 連絡協議会(連 P)で、二中の来客者用玄関前に長年お花を生けてくださっている さんへの表彰がありました。当日、 さんはご欠席だったので、小林校長より後日、伝達表彰をいたしました。 さんは中学校でお花を生けるようになって30年以上経つとのこと。毎週ご自身でお花をご準備いただき、四季折々のお花をみずみずしく生けてくださいます。生け花をながめると さんの優しく、実直なお人柄が伝わってきます。 さんは今回の表彰を受けて、これからも頑張りたいとお話してくださいました。あらためて さんには感謝申し上げます。引き続きよろしく願いいたします。学校は地域の方や PTA など様々な方からのお力添えがあって成り立っているのだとあらためて感じる機会になりました。

写真

個人情報保護のため、写真は控えさせていただきます。



検診の再受診のお願い

4月より内科検診や耳鼻科検診などの各種検診を行いました。5月・6月に学校で検診を行います。健診後、生徒によっては再診などの検診結果をお渡ししています。今後、体育の授業でプールが始まります。心臓検診と尿検査はプールの授業では必ず確認が必要となります。必要な生徒は早めに受診の対応をお願いします。歯科検診について、3年生で受験シーズンに虫歯が悪化して痛くなっても忙しくて治療に行けず我慢した、ということがありました。再診や要治療の場合は早めの受診をお願いします。

おめでとう！

●卓球部

・春季三島地区中学校卓球大会
女子団体の部 準優勝

島本町立第二中学校

●陸上部

・第3回大阪陸上競技記録会(中学)
男子中学共通100m 第2位



～お知らせ～

・3年生の 先生が育児休業より6月2日に復帰いたしました。